

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】平成22年9月2日(2010.9.2)

【公表番号】特表2010-502534(P2010-502534A)

【公表日】平成22年1月28日(2010.1.28)

【年通号数】公開・登録公報2010-004

【出願番号】特願2009-526810(P2009-526810)

【国際特許分類】

B 6 5 G 17/08 (2006.01)

B 6 5 G 17/38 (2006.01)

【F I】

B 6 5 G 17/08

B 6 5 G 17/38

F

【手続補正書】

【提出日】平成22年7月9日(2010.7.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

モジュール式プラスチックコンベアベルトにおいて、

一連のプラスチックベルトモジュール列部であって、各列部が、ベルト進行方向の先端から後端まで延在する少なくとも1つのベルトモジュールと、先端に沿った第1のヒンジアイセットと、後端に沿った第2のヒンジアイセットと、を具え、前記第1のヒンジアイセットは、そこを貫通する第1の開口部を有し、第2のヒンジアイセットは、そこを貫通する第2の開口部を有し、前記列部は、相互配置された列部の第1のヒンジアイセットで端部と端部が並び、隣接する第2のヒンジアイセットと整列される、一連のプラスチックベルトモジュール列部と、

複数のヒンジロッドであって、各ヒンジロッドが、中心軸から測定された半径を有する円形シリンダの断面部分であり、当該断面部分は、前記中心軸から第1の角度で定められる、複数のヒンジロッドと、を具え、

前記第1の開口部の各々が、ヒンジロッドよりわずかにおおきな半径の断面と同様の形状を有し、ほとんど隙間のないようにヒンジロッドを受け、前記第2の開口部の各々が、ヒンジロッドよりもわずかに大きな半径の扇形であり、第1の角度よりも大きな第2の角度で定められ、列部の第1のヒンジアイセットの第1の開口部と、隣接する第2のヒンジアイセットの第2の開口部と、に収容されたヒンジロッドが、隣接する列部同士間でヒンジジョイントを形成することを特徴とするモジュール式プラスチックコンベアベルト。

【請求項2】

前記ヒンジロッドの各々は、前記中心軸に沿って延在する溝を更に具え、前記第1および第2のヒンジアイの各々は、第1および第2の開口部内に延在し、かつ収容される前記ヒンジロッドの前記溝を受ける突出部を有することを特徴とする請求項1に記載のモジュール式プラスチックコンベアベルト。

【請求項3】

前記第1の角度が90乃至180°であることを特徴とする請求項1又は2に記載のモジュール式プラスチックコンベアベルト。

【請求項4】

前記第2の角度が180°以上であることを特徴とする請求項1又は2に記載のモジュール式プラスチックコンベアベルト。

【請求項5】

隣接する列部同士の間にヒンジを形成する整列されたヒンジアイを介して、コンベアベルトの隣接する列部を共に連結するヒンジロッドにおいて、

シリンドラの一部を形成しており、第1の角度に亘って周方向に延在し、かつ軸方向に延在しヒンジロッドの長さを画定する弓形外側面と、

前記弓形外側面の半径方向内側に配置され、前記ヒンジロッドに沿って軸方向に延在し、第1の角度に亘って周方向に延在する溝と、  
を具えることを特徴とするヒンジロッド。